（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県天草郡苓北町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考 一　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。 二　上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第九号、同年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年九月一日とする。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八号

電気事業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十七条の二第一項、第三十七条の五並びに第百十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第一条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の十一条を加える。

（あつせん及び仲裁の対象となる契約等）

第二条の三　法第三十七条の二第一項の政令で定めるものは、電力の取引に係る契約その他の取決め（その性質上あつせん又は仲裁をするのが適当でないものとして経済産業省令で定めるものを除く。）とする。

（あつせんに関する通知）

第二条の四　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、法第三十七条の二第一項の規定により当事者の一方からあつせんの申請がなされたときは、その相手方に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

2　委員会は、法第三十七条の二第二項の規定により当該事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、あつせんをしない旨を通知しなければならない。

（あつせんの打切り）

第二条の五　委員会は、あつせんに係る紛争についてあつせんによる解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2　委員会は、前項の規定によりあつせんを打ち切つたときは、当事者に対し、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

（名簿の作成）

第二条の六　委員会は、経済産業省令で定めるところにより、法第三十七条の三第三項の委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。

（仲裁委員の選定等）

第二条の七　委員会は、法第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請があつたときは、当事者に対して前条の名簿の写しを送付しなければならない。

2　当事者は、その合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、経済産業省令で定めるところにより、その者の氏名を前項の名簿の写しの送付を受けた日から二週間以内に委員会に対し通知しなければならない。

3　前項の期間内に同項の規定による通知がなかつたときは、当事者の合意による選定がなされなかつたものとみなす。